



地域脱炭素施策に関するブロック別説明会

第2部

令和4年1月21日
九州地方環境事務所



注意事項

本日の「脱炭素先行地域」及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」に関する説明内容は、正式な交付要綱等の制定前のものであり、今後の交付要綱等の制定過程において、一部変更が生じうることをあらかじめ御承知おきください。

1. **脱炭素先行地域**
2. **地域脱炭素移行・再エネ推進交付金**
3. **地方財政措置**
4. **九州・沖縄地域脱炭素推進会議の設置**
5. **地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援**
6. **その他情報提供**

脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

- 本日説明の1～3、5については、12/27（月）開催のオンライン説明会でも説明を実施。

<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/202112webinar.html>

脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

本ページでは、脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会のご案内を送付した自治体の方向けに、関連情報を期間限定で掲載しています。

説明会資料

(1) 脱炭素先行地域募集要領について

[脱炭素先行地域募集要領 \(第1回\)](#)

[様式1 脱炭素先行地域計画提案書\(記入方法・例\)](#)

[様式2 脱炭素先行地域計画提案概要](#)

[脱炭素先行地域づくりガイドブック](#)

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について (3) 地方財務措置・令和3年度補正予算について

[地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、令和3年度補正予算について](#)

説明会動画

環境省のご案内

- 環境省の組織案内
- 大臣・副大臣・環境大臣政務官
- 幹部職員名簿
- 環境省の率先実行
- 採用・キャリア形成支援情報
- パンフレット一覧
- 所管法人

政策分野・行政活動

- お知らせ一覧
- 審議会・委員会等
- 重点施策・予算情報
- 投訴改正関係情報
- 行政事業レビュー
- 政策詳細
- 国会提出法律案
- 公文書管理
- 府省共通公開資料集

環境基準・法令等

- 環境基準
- 法令・告示・通達

白書・統計・資料

説明会に参加できなかった自治体様につきましては、動画でご覧いただけますので、御確認ください。
(2月上旬まで視聴可)

<https://www.youtube.com/watch?v=aX2YRXjJW8o>

脱炭素先行地域に関するスケジュール

2021年

12月24日 脱炭素先行地域の募集要項及びガイドブックを公表

12月27日 脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

2022年

1月13日～ 自治体向けブロック別説明会等

1月25日 公募実施（2月21日締め切り）

春頃 **脱炭素先行地域を選定、公表**

以降、順次公募実施

（2022年度から2025年度までの各年度2回程度を想定）



1. 脱炭素先行地域

要点

- 先行地域内では2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出量を実質ゼロを実現する。
- 提案者は先行地域とするエリア（施設群の場合は対象施設）を明示する。
- 選定においては、7項目の要件と必須である「確認事項」と加点評価する「評価事項」がある。
※細かな要件は、脱炭素先行地域募集要領（第1回）を参照。
- 再エネ導入量や先行地域のある地方自治体内での再エネ発電量の割合のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等から評価を行い、評価が高いものを選定する。
- 先行地域選定自治体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組の結果報告を行う。
- 脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な改善措置を図ってもなお計画を縮小せざるを得ない場合には、必要に応じて、評価委員会や関係機関の意見を聴取した上で計画内容を変更するとともに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取消しを行う可能性がある。
- 地方環境事務所と関係省庁の地方支分部局等は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップする。

主なQA（一部抜粋）

- 範囲の類型に「公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）」とあるが、エネルギー管理の一元化とは具体的にどのようなものか。

⇒広範囲に点在している公的施設等では、同一の施設管理者（地方自治体等）により、例えば、地域マイクログリッドやエネルギーマネジメントシステムを利用したエネルギーの需要と供給の融通を管理する取組のほか、同一の方法で再エネ調達や省エネ対策を実施することにより各施設のエネルギー需給効率を高める取組などが対象になると考えられます。

また、一つの建物に多くの需要家が入る大規模な民間施設についても、例えば、エネルギーマネジメントシステムなどを用いたエネルギー需給管理の取組が対象になると考えられます。

- 初年度の選定はどれくらいの数を見込んでいるか。また、選定においては、範囲の類型や地方環境事務所のブロックごと等によって数は決まっているか。

⇒初年度は、少なくとも20～30地域の選定を想定しています。また、選定においては、範囲の類型や地方環境事務所のブロックごとによる上限数などを設定することは想定しておりません。

いずれにせよ、脱炭素先行地域は、その範囲の類型等に応じ、2025年度までを基本として、少なくとも100か所の多様な地域を選定する予定です。

- 脱炭素先行地域の候補地が市内に複数地域ある場合、1回目の申請時には一つの地域で申請し、2回目以降の公募時に、追加で他地域を申請することは可能か。また、いずれはこれらの地域を合体させ、一つの脱炭素先行地域とすることは可能か。

⇒一つの地方自治体が、時期の異なる複数の脱炭素先行地域を設定することは可能。それぞれの地域間で実施する取組内容に関連性がある場合などは、一つの計画提案書としていただきたい。

主なQ A (一部抜粋)

- 公共施設群を脱炭素先行地域として設定する場合、要件①-2 (地域特性に応じた温暖化対策の取組) は、当該脱炭素先行地域のある地方自治体全体を対象とした取組までは求められないという理解で良いか。

⇒要件①-2 (地域特性に応じた温暖化対策の取組) は、脱炭素先行地域の範囲における取組となります。

- 要件①-1 評価事項の「民生部門の電力需要量に占める先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合」は、脱炭素先行地域の取組による上昇分を評価するということか。

⇒地方自治体内で発電する再エネ電力量とは、新規に導入する再エネ発電設備だけでなく、既存の再エネ発電設備も対象となります。なお、追加的な再エネ導入量の大きさは、要件②評価事項において評価する予定です。

- FIT/FIP電力は、脱炭素先行地域内の再エネ電力として評価されるか

⇒環境価値が付加された状態で調達されたFIT/FIP電力のみ評価する。

※脱炭素先行地域内の対象施設に供給することを妨げるものではない。

- 公共施設群を脱炭素先行地域として設定する場合、対象となる公共施設の再エネ導入可能量の把握は必須か。

⇒要件②確認事項として、当該公共施設における再エネ導入可能量の把握は必須です。

- 募集要領P5 要件⑤計画の実現可能性の評価事項に「未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること」とあるが、合意形成の担保としてどの程度の精度の根拠資料等が求められるか。

⇒どのような関係者がいるか、その関係者とどのような調整をしているか (打合せ等の状況)、合意の見込み・スケジュール感について、計画提案書 (様式1) に記載ください (分量が多い場合は、添付資料とすることも可とします)。

2. 地域脱炭素移行・再工業推進交付金



【令和4年度予算（案） 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

2. 重点対策加速化事業への支援

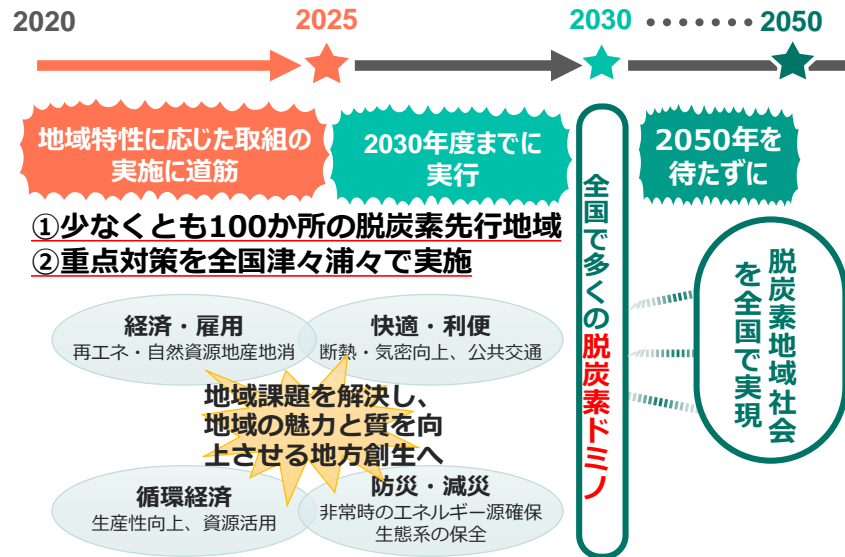
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

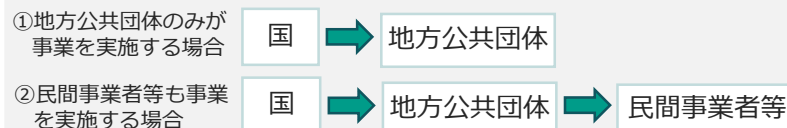
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※、重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
 - 交付対象 地方公共団体等
 - 実施期間 令和4年度～令和12年度
- ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



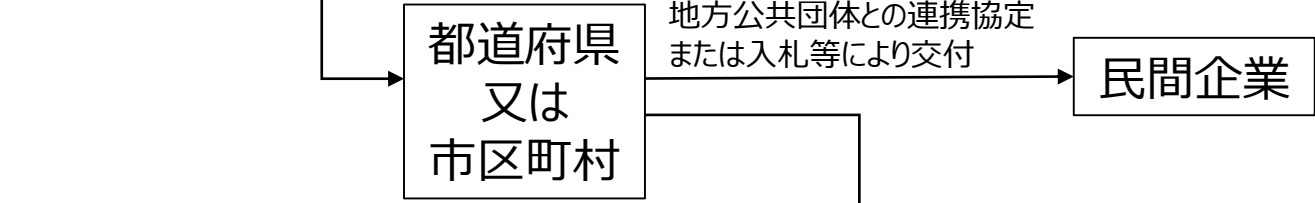
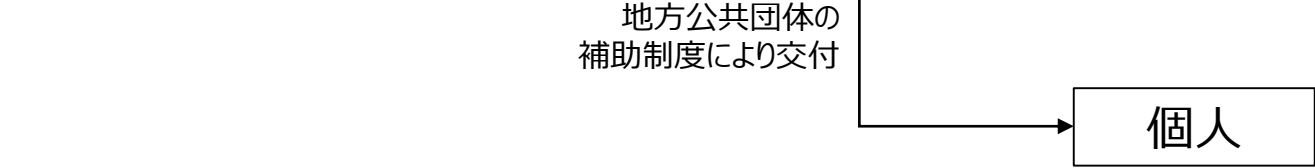


※今後の交付要綱等の制定過程において、一部変更が生じうることをあらかじめ御承知おきください。
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る [①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。]</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	



交付金の交付の流れ

交付パターン	支援フロー	備考
① 地方公共団体への交付		-
地方公共団体への間接交付		・都道府県が市区町村に対して上乗せ補助（協調補助）を行う場合が該当
② 民間企業への間接交付		・公共施設等でのPPA、リース事業 ・民間企業に交付する場合が該当
③ 個人への間接交付		・太陽光発電設備、ZEHやEV補助等が該当

※これらの組み合わせなど、上記のフロー以外のケースも考えられる。

主なQ A (一部抜粋)

- 脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業とを同一市町村が実施可能であるか。エリアに重複があってもよいか。

⇒同一自治体が脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業とをそれぞれ実施することは差し支えない。その際、エリアに重複があってもよいが同一設備を両事業で補助対象にすることはできません。

- 複数年度にわたる交付金ということだが、交付申請は毎年度行う必要があるのか。

⇒交付金の交付を受けるには、事業期間中、毎年度交付申請を行っていただく必要があります。

- 交付金を民間企業への間接する場合に、自治体が上乗せ補助（協調補助）を行わなければならないか。協調補助の財源として想定されるものはあるか。既に自治体において既存の補助制度がある場合に、同事業を間接交付で行う場合の扱い如何

⇒間接交付の際に国からの交付金に加えて自治体が上乗せで補助を行う協調補助については必須とはしていないが、事業の効果を高めるために、独自に上乗せをされることは差し支えない。なお、協調補助の財源として想定しているものはない。既に自治体において事業を実施されている場合に、財源を交付金に振り替えることは、交付金による追加的な効果がないため、避けていただきたい。

- 交付金を民間企業への間接交付する際の自治体の事務費は交付金の交付対象か。補助金執行団体を経由した間接交付の場合に、当該執行団体の事務費は交付対象か。

⇒自治体から民間企業等へ間接交付を行う際の自治体の事務費は交付金の対象となる（ただし、自治体職員の人件費を除く）。また、自治体からさらに補助金執行団体を經由して間接交付を行う場合には、当該執行団体の事務費を委託費として交付金の対象とする予定です。

主なQ A (一部抜粋)

- 効果促進事業とはどのようなものか。再エネ電力の購入や電力の環境価値の買い戻しは交付金の対象となるか。

⇒効果促進事業は、計画の目標実現のため、CO2排出削減に向けた設備導入と一体となり、地域の脱炭素化を一層図るために必要な事業・事務です。本交付金では、例えば、①再エネ設備を導入した先行地域内の施設で省CO2診断・セミナーを実施、②スマートフォン等のアプリを活用した住民の行動変容を促進、③再エネ発電量やエネルギー消費量の見える化により意識を啓発、④脱炭素先行地域の取組に関する映像資料作成・イベント開催による理解醸成などが挙げられます。一方、再エネ最大限導入の観点から、再エネ電力の購入や電力の環境価値の買い戻しは効果促進事業の対象外であり、交付金の対象とはなりません。

- FIT/FIPを利用する再エネ設備は交付金の対象となるか

⇒対象とならない。ただし、本交付金で導入する自家消費型の太陽光発電設備については、一定程度（家庭用3割、事業用5割を予定）以上を自家消費することを前提に、余剰についてはFIT/FIP制度によらない売電を可能とする予定です。

- 本交付金を活用した再エネ設備の整備では、すべてにおいて自己託送が認められないのか。小売事業者を介する場合はどうか。

⇒本交付金を活用した再エネ設備の整備では、自己託送を適用することはできない。一方、交付金を活用した再エネ設備で発電した電気を小売事業者を介して需要家に売電する場合は自己託送ではないため、これまでの環境省の補助制度を踏まえた取り扱いとする予定です。

3. 地方財政措置

地域脱炭素化事業に合わせて活用が考えられる地方財政措置



		地域活性化事業	過疎対策事業	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業
起債充当率		90%	100%	100%
交付税措置		元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
区分	再生可能エネルギー設備	<ul style="list-style-type: none"> 分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等）を活用した施設の整備【単独・補助】^{注1} 	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するもの【単独・補助】^{注2} 	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注3}
	省エネ設備	<ul style="list-style-type: none"> 高効率照明機器の整備【単独・補助】 施設の省エネルギー改修【単独】 低公害車の導入【単独】 	過疎市町村が市町村計画に基づき行う、過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入事業【単独・補助】	
備考		注1・・売電を主たる目的とするものは対象外	注2・・売電を主たる目的とするものは対象外	注3・・「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」が該当

公共施設等適正管理推進事業のうち脱炭素化事業
90%
財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入
地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の最大限の導入 ZEB等の実現
地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業 <ul style="list-style-type: none"> 計画的な省エネルギー改修の実施 LED照明の導入
令和4年度から新規追加（詳細の運用については検討中）

※上記については令和3年度地方債同意等基準運用要綱等を参考に記載（詳細については運用要綱等を参照）。

- 脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30～50%)

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

4. 九州・沖縄地域脱炭素推進会議の設置

地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

- 地域において、地方自治体・金融機関・中核企業等が主体的に参画した体制を構築し、地域課題の解決に資する脱炭素化の事業や政策を企画・実行
- 地方支分部局が、地方環境事務所を中心に、各ブロックにて創意工夫しつつ水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、機動的に支援を実施



国の地方支分部局

(縦割りを排して水平連携)

- 連携枠組みや支援ツールを組み合わせる支援
- 相談窓口体制を地方環境事務所が中心となって確保

2021.12.22設置

九州・沖縄地域脱炭素推進会議

- 沖縄総合事務局長
- 九州総合通信局長
- 沖縄総合通信事務所長
- 九州財務局長
- 福岡財務支局長
- 九州農政局長
- 九州森林管理局长
- 九州経済産業局長
- 九州地方整備局長
- 九州運輸局長
- 九州地方環境事務所長

幹事会（課長級）



推進会議の様子(12/22)

<検討・協議・実施事項>

- (1) 各府省の関連予算等の支援ツールや支援実績等に係る情報共有及び地域への情報発信に関すること
- (2) 脱炭素先行地域をはじめとした地域脱炭素の案件形成や複合的・包括的支援に関すること
- (3) その他、推進会議の運営を含む必要な事項に関すること



推進会議で決定された方針に基づき、
実務的な連携内容・方法を検討・協議・実施

5. 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める 戦略策定支援

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算（案）800百万円（1,200百万円）】
【令和3年度補正予算額 1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 (1)間接補助（定率）, (2)間接補助（定率）, (3)委託事業

■補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(1)③は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援 (1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援



- (1) ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

- (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

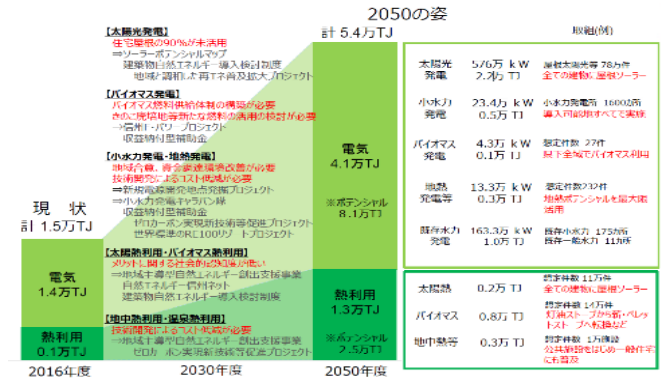
③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①②③定率 3 / 4
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ



【R3年度当初予算（繰越）】 公募中（令和4年1月18日現在）

- 補助率 (1) ①地域再エネ導入目標の策定支援、②ゾーニング等の合意形成支援
都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：定率3/4
上記以外の自治体：定額（上限1,000万円）
(2) 地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援：定率1/3、1/2、2/3
- 公募期間：令和3年12月16日（木）～令和4年2月14日（月）
- 事業期限：令和4年9月末まで
- 参考URL：<https://www.jeas.or.jp/news/000096.html>

【R3年度補正予算】

- 定率補助 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用可能
- 公募期間：令和4年2月下旬～4月中旬を予定
- 事業期限：令和5年1月末まで（予定）

【R4年度当初予算】

- 定率補助
- 公募期間：令和4年4月下旬～6月上旬予定
- 事業期限：令和5年1月末まで（予定）

7. その他 情報提供

再エネスタートポータルサイトについて

はじめてみませんか 再エネ活用



⇒再生可能エネルギー（再エネ）の導入をサポートするポータルサイト

再エネスタート



<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>

再エネ導入情報の参照や、自治体取組の発信にお使いください！



自治体の方へ

導入方法や事例知りたい方はこちらから！

自治体・団体・事業者の
サイト掲載のお申込みはこちらから →

事例発信したい方はこちらから！

2050年カーボンニュートラルの実現を目指して
私たちが今、できること

2050年カーボンニュートラル、2030年の46%削減。
更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向かっていきます。